



投票立会人への高校生の選任並びに高校生による選挙啓発ポスター及び標語作品について

10月25日（日）執行の亀山市議会議員選挙において、本市で2回目となる高校生の投票立会人が選任される予定です。

亀山市選挙管理委員会事務局では、若い世代に直接選挙の現場に触れていただくため、市内の高校を通じて期日前投票所の投票立会人を募集したところ、三重県立亀山高等学校の高校生から応募がありました。選挙権の有無の確認等を経て、亀山市議会議員選挙における期日前投票所の投票立会人に4人の高校生を選任すべく手続を進めているところです。なお、本市において高校生が投票立会人に選任されるのは、令和7年9月7日執行の三重県知事選挙に続き、2回目となります。

また、本年度は、新たに高校生に向けて選挙啓発ポスター及び標語の募集を行い、それぞれ1作品を選定しました。これらのポスター及び標語は、亀山市議会議員選挙等の啓発に使用する予定です。

これらの取り組みにより、若年層の選挙に対する意識が高まることを期待しています。なお、高校生が投票立会人となる日時、場所等は、下記のとおりです。また、投票立会人、選挙啓発ポスター及び標語作品については、別紙をご覧ください。

記

日時：令和8年10月24日（土） 午前8時30分から午後2時15分まで
令和8年10月24日（土） 午後2時15分から午後8時まで

場所：亀山期日前投票所（亀山市役所1階 小会議室）

【参考】亀山市議会議員選挙の日程

告示日 令和8年10月18日（日）

期日前投票の期間 令和8年10月19日（月）から同月24日（土）まで

選挙期日（投開票日） 令和8年10月25日（日）